

群馬県報



目 次

告 示

○県道路線認定に関する告示の一部改正
○道路の路線認定の告示の一部改正

(道路企画管理課)
(同)

一 一

告 示

●群馬県告示第百四十四号

県道路線認定に関する告示(昭和三十四年群馬県告示第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

群馬県知事 小 寺 弘 之

表二七七の項中「小島太田線」を「妻沼小島太田線」に、「起点 埼玉県大里郡妻沼町大字小島」を「起点 埼玉県熊谷市妻沼小島」に改め、同表二八九の項中「矢納鬼石線」を「矢納浄法寺線」に改める。

●群馬県告示第145号

道路の路線認定の告示(昭和44年群馬県告示第325号)の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

群馬県知事 小 寺 弘 之

表太田部鬼石線の項を次のように改める。

吉田太田部讓原線		起点
	藤岡市讓原	埼玉県秩父市吉田太田部

定

価

—

本号

一部

三、

九

〇

円

(消費

税、

地方

消費

税を

含む。)

発行

群

馬

県

印刷

所

TEL 前橋市元朝日印刷工業株式会社
0271-251-1212

